

大阪北部地震

市内小・中学校で被災

体育館、校舎など

八幡小、有都小は使用中止へ

日本共産党八幡市議団と森下よしみ府会議員は6日、大阪北部地震で被災した市内の学校のうち、体育館が被災した八幡小、有都小、増築した校舎・教室が損傷した美濃山小を調査しました。

八幡小と有都小の体育館は、柱と屋根部分を結合する箇所、それぞれ8カ所のコンクリートが落下し、現在も使用できない状態です。今度、補強方法を検討しますが、夏休みなどの期間を利用して整備する方向です。

震災により、長期にわたって体育施設として使えないこととなります。また、災害時には、避難所になる施設です。地震への備えについて、より検討することが必要です。

美濃山小の教室も調査

美濃山小は、教室不足のため、最上階（4階）に増築したところで廊下や壁面にひびが入りました。調査時点では、補修などが施されていました。



八幡小の体育館



有都小の体育館

八幡市議団、森下府議
市内の学校を調査

災害救助法 なぜ適用されない?!

大規模災害で、多数の住民が危害を受け、または受ける恐れが生じた場合、災害救助法が適用され、市町村がおこなう避難所などの提供や生活必需品の支給・貸与、罹災住宅の応急修理などの支援活動にたいし、国、都道府県が支援することになっています。また義援金も災害救助法の適用自治体に配分されるため、現在同法の適用を受けていない八幡市の被災者には届かないこととなります。

今回の地震災害の場合、大阪府では震度6弱の自治体だけでなく、八幡市（震度5強）と同じ震度の5強、5弱の自治体も災害救助

法の指定を受けています。

同じ災害で被災しているのに、災害救助法の適用を受けているかどうかで、国・府からの支援に大きな違いが出てきます。

制度の運用状況、自治体からの要請状況などを見ておくことが必要です。広域な災害の場合には、都道府県の枠を超えた柔軟な運用ができるよう改善を急ぐことが必要です。

◇八幡市の被災状況（7/7現在）

罹災証明書の申請は1734件で、ブルーシートは1677枚配布。被害状況は、半壊が数件程度、ほとんどが一部損壊です。